

備品貸し出し規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人大分県作業療法協会（以下「本会」という。）の備品の貸し出し、利用、管理に関し必要な事項を定めるものである。

(備品使用許可)

第2条 本会の備品を使用したい者は、備品の品目、日時、使用目的等を申し出て、総務部長の許可を得なければならない。

2 備品の貸し出しができる者は次の通りとする。

- (1) 当協会会員
- (2) 保健医療団体および関連団体
- (3) その他

3 本会の備品を借用する場合は、備品貸借帳簿（別紙（5）－3）または申請書（別紙（5）－2）に必要事項を記載し、許可を得なければならない。

(使用者の義務)

第3条 前条の許可を受けた者は備品使用に際しては、適切に取り扱わなければならない。

2 本会の備品を借用した者は、決められた日時に元の状態で返却しなければならない。

(許可の取消し、使用の中止)

第4条 会長は使用者が前条の規則に違反したときは、第3条の許可を取消しまたは使用を中止し、返却させることができる。

(利用者の損害賠償)

第5条 使用者が故意または過失により使用した備品を破損または紛失した場合は当損害額に相当する金額を賠償させることができる。

(規則の変更)

第6条 この規則は、執行役員会の議決がなければ変更できない。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。